

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『水族館』

水生生物の観覧を楽しむための施設





- ①『生体の水生生物』を
- ②『展示・観覧のために飼育』し、
- ③『水生生物の展示・観覧を目的』として『常設運営』
されている施設

➡に該当する施設が『水族館』ジャンル



①『生体の水生生物』

➡ 『生体』→生きている生物のこと。

『水生生物』→水中または水辺に生息する生物の総称

デジタルを駆使した生物の映像投影(プロジェクションマッピング・VR・AR等)はNG

➡ プロジェクションマッピング・大画面で、水生生物を映している



➡ VR・ARで水生生物を間近で見ることのできる体験



剥製・化石・人形などはNG

➡ 水生生物の剥製・化石を展示している



➡ 水生生物のキャラクターショーの開催・人形を展示している





②『展示・観覧のために飼育』

- ➡ 『展示』→ 数多く並べて (※) 一般に見せること。
- 『観覧』→ ながめ、見物すること。
- 『飼育』→ 動物などを育てること。

※ 『数多く並べて』→ 数匹ではなく、目安として数十匹以上の飼育をしている。
『水生生物の種類の数』は関係ありません。

- ➡ 『水生生物』を数多く公開し一般の方に『見物』して頂くために『飼育』すること。



当てはまらない『飼育』例

- ➡ 『養殖』としての飼育 
- ➡ 『販売・飲食』目的での飼育 
- ➡ 『研究・保護』目的での飼育 
- ➡ 『触れ合い目的』での飼育 
- ➡ 『釣り』『マリン体験』のための飼育 



水生生物の展示・観覧のための飼育施設例

➡ 一般的な『水族館』『水族園』『マリンパーク』



➡ 『水生生物』が観覧できる『水槽』が整っている『資料館』『研究センター』



水生生物の展示・観覧のために飼育していない例

➡ 『イルカショー』のみが観覧できる → 『ドルフィンセンター』など



➡ 自然の『水生生物』と一緒に泳げる → 『シュノーケリング』『ダイビング』など



➡ 自然の『川』『海』『湖』『堀』で自然の『水生生物』が観覧できる



➡ 『飲食目的』での店頭の『水槽・生簍』での飼育 → 『レストラン』『居酒屋』など



➡ 『魚のつかみ取り』『釣り』目的での飼育 → 『釣り堀』『キャンプ場』など



➡ 海中の『水生生物』を観覧できる『海中の観察施設』







③『水生生物の展示・観覧を目的』として『常設運営』されている施設

- ➡ 『常設』→常に設けてあること。
『運営』→組織、機構などを働かせること。
- ➡ 『期間限定』ではなく『常に』、『水生生物の展示・観覧を目的』に『組織として運営』されている施設

『常設運営』されていない施設例

- ➡ 『週末のみ』水生生物を展示している『商業施設』、『住宅展示場』など 
- ➡ イベントとして開催される『移動水族館』『ミニ水族館』 



補足)

施設の主目的が『飲食』『ショッピング』『宿泊』など、『水生生物の展示・観覧』が目的でないものはすべて『水族館』のジャンルには当てはまりません

➡ 『水槽』がある『ショッピングモール』『宿泊施設』



➡ 『水槽』のある『レストラン』などの飲食店



ただし、『遊園地』『テーマパーク』『道の駅』『公園』など、施設内に『アトラクション』として『水族館』がある場合は除きます。

➡ 『ミニ水族館』がある『公園』『道の駅』



➡ 『水族園エリア』のある『遊園地』『テーマパーク』

